

昨年4月1日以降に婚姻届を提出した新婚夫婦のみなさん

新婚夫婦に結婚祝金を交付します

祝金額 1組10万円
対象 次の条件をすべて満たしている新婚夫婦

○夫婦どちらかが婚姻日において40歳未満であること
○申請日から3年以上、越生町に定住意思があること

○婚姻日から6か月を経過した日以内までに、越生町に住所があり居住していること

○過去にこの祝金の交付を受けた方との結婚でないこと

○申込書類

○戸籍謄本（町外に本籍がある場合）

○宣誓書（定住の意思等を確認できる書類）

○同一人との再婚でないこと
○町税等に滞納がないこと
○申込み 婚姻日から1年を経過した日以後1年以内に、次の書類を町民課窓口へ提出する場合

問 町民課 住民担当
TEL 内線123・124

縁結びサポーターによる結婚相談会

町では、町に登録された縁結びサポーターが結婚を希望する方の相談にのる、個別結婚相談会を開催しています。

縁結びサポーターとは、結婚相談や出会いの場の提供など、結婚を希望する方の支援を行なうボランティアです。秘密厳守。お気軽にご相談ください。

お気軽にご相談ください

対象 次のすべてに該当する方
①越生町に在住、在勤の方
②20歳以上の方
③暴力団関係者でない方
④結婚相談業を生業としている方

⑤結婚の仲介や支援することなどに熱意のある方

活動内容 ○結婚を希望する独身者同士の仲介などの結婚支援

○結婚支援に関する知識を習得するための研修会等への参加

○結婚支援に関する情報収集
※サポーターは、活動により知り得た個人情報を、決して漏らしてはなりません。



申込み 登録申込書記入のうえ、郵送または企画財政課窓口へ提出
※様式は、町のホームページからダウンロードできます。

縁結びサポーターを募集します

町では、結婚を希望する男女の出会いの場の提供などの結婚支援をする「縁結びサポーター」を募集します。この縁結びサポーターの仲介により結婚が成立した場合には、活動に対する謝礼としてサポーターに報奨金を支給します。

※結婚した方がサポーターの一ヶ月以内の親族である場合は交付の対象外です。

○町が行う結婚相談会や情報交換会への参加

縁結び報奨金 縁結びサポーターが仲介した独身者が結婚し越生町に定住した場合、5万円の報奨金を支給

若者の結婚に対する希望を叶えるため

問 企画財政課 企画担当

TEL 内線224

大字越生900-1
TEL 350-0494
問 企画財政課 企画担当
内線223

八丁湖畔のホテルリゾート



西央川島ICより15分 東松山駅より15分
鴻巣駅より15分 近隣市町村送迎可

宿泊 研修 ビジネス 宴会
日帰り入浴 サウナ
体育館 テニス フットサル
大駐車場

0493-54-2030
フレンドシップハイツよし

URL <http://www.friend-yoshimi.co.jp>
埼玉県比企郡吉見町黒岩 602

草津温泉 源泉かけ流しの宿



白樺とカラマツ林に囲まれた
静かな温泉リゾート

埼玉・群馬・栃木方面
から送迎可

0279-88-3960
草津グリーンパークパレス

URL <http://www.kusatsu-gpp.com>
群馬県吾妻郡草津町草津 464-523

